

# 中部台運動公園遊具安全点検業務委託仕様書

1. 点検業務委託期間については、締約締結日から令和6年3月22日までとする。
2. 点検は中部台運動公園内の屋外に設置されている遊具すべてとする。
3. 点検の日程については、年間及び月間の作業計画を作成し、毎月点検を行なうものとする。
4. 点検内容については、下記指針に基づき点検を行うと共に、遊具等の全体及び各部位（表面、接続部、接続金具、支柱、基礎部、着地部など）を目視、触診、聴診、打診等により、腐食や腐朽、変色、磨耗、疲労、経年による劣化等の状態を確認する。
  - ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）  
〔平成26年6月・国土交通省〕
  - ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）〔平成26年6月・国土交通省〕
5. 点検作業終了後は、ただちに各公園及び各施設別の点検結果報告書を作成し、松阪市総合体育館に提出すること。（書式等については事前に打合せをおこなうこと。）  
また、前回点検時より結果が悪化した施設については、各施設の写真を1部、点検結果報告書と併せて提出すること。  
業務完了時においては、各公園及び各施設別の点検結果報告書を提出すること。
6. 点検の結果、遊具、施設等の利用が危険であると認められる場合はその場で利用禁止の処置を行ない、処置後、ただちに松阪市総合体育館に連絡すること。
7. トイレの点検については行なわない。
8. 支払いについては、入札価格（税抜）に100分の110を乗じて得た金額を後払いするものとする。
9. 業務の着手にあたり、業務に必要な手順や点検及び検査内容、点検等の基準、業務上の管理等についての業務計画書を、監督員に提出すること。
10. 緊急な事故等が発生した場合は、速やかに松阪市総合体育館に連絡すること。
11. 作業員等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。  
なお、賃金の支払い状況において、従事者から未払い等の申し出があり、発注者が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出すること。
12. 連絡先  
松阪市教育委員会事務局スポーツ課 中部台管理事務所  
担当：大辻 0598-26-1472